

# くらしの安心情報

情報ファイル NO.199

平成 31 年 2 月 12 日

見知らぬ業者から、「太陽光発電装置を無料で設置するので訪問したい」との申し出を承諾しましたが、やはり、断りたいのですが...

## 相談内容

【相談者 70代 女性】

先日、見知らぬ業者から「あなたは、太陽光発電の装置を無料で設置するモニターに選ばれました。訪問して、内容を説明させてください。お礼にプリペイドカード3,000円分を進呈します。」などと言われて、来訪を承諾しましたが、よく考えると不安なので断りたいのですが...

## 対処方法

この相談のように、突然電話がかかり「モニターに選ばれた」「無料」などと強調し、訪問の約束を取付けて有料の商品やサービスを勧誘されたり、契約してしまったりする相談が寄せられています。

- ・相談者には、事業者の訪問前に電話で断るよう助言しました。(送信専用の電話からかかってきた場合は、こちらからかけてもかかりません。電話帳やHPなどで確認しましょう。)
  - ・「無料」「今だけ」「あなただけ」などといったセールストークに惑わされず、訪問者が誰で、用件は何かをよく確かめ、必要のない勧誘はきっぱり断りましょう。(訪問販売や電話勧誘販売は、契約をしない旨の意思表示をした者への再勧誘を法律で禁止しています。)
  - ・万が一、訪問販売や電話勧誘販売で契約しても、契約書面を受取った日から8日間は無条件で解約できます。(クーリング・オフ制度)
- 困ったときは、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890